

支部ニュース

団東京

2009年6月 No. 427

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今月の主な内容

- 原爆症集団認定訴訟 東京1次訴訟高裁勝利判決
5・28東京高裁判決までの情勢……………森 孝博
- 選挙を前に弾圧についての申し入れ……………尾林芳匡
- 石原都政は「オリンピック」招致にふさわしいのか
～オリンピックの基本的精神から考えよう……………横山 聡
- 5月集会感想……………中川勝之
- 2009年度の若手学習会、次回は6月25日……………洪 美絵
- 今年のサマーセミナーのテーマは「子どもの貧困」に決定……………新村響子
- 第1回団支部ソフトボール大会実行委員会報告……………中川勝之
- 幹事会議事録
- 日誌
- 第3回街頭宣伝・労働生活相談会

原爆症集団認定訴訟 東京1次訴訟高裁勝利判決 5・28東京高裁判決までの情勢

森 孝博 渋谷合同法律事務所

2003年4月より、全国の被爆者が国の原爆症認定制度を改めさせるべく立ち上がった原爆症認定集団訴訟ですが、被爆者・原告は、各地の裁判所で連戦連勝を続け、国・厚生労働省を追い詰め、河村建夫官房長官が「東京高裁判決が一括解決のタイムリミット」と述べ、厚生労働省も「原爆症認定集団訴訟と認定基準の改定に関して、5月末までに

予定されている大阪高裁判決、東京高裁判決などの司法判断を踏まえて最終的な判断をする。」と述べる中、5月28日の東京高裁判決を迎えることになりました。

もっとも、厚労省は、度重なる敗訴判決にもかかわらず、東京高裁判決までの間に、官邸、国会議員、記者等に様々な働きかけをして、全員救済への妨害、認定者数を1人でも減らそうという策動、認定基準の改訂を先延ばし・最低限にするための工作という執拗な抵抗をしていました。

このように原爆被害に苦しむ高齢の被爆者・原告を苛め続ける国・厚労省の態度には怒りを覚えますが、被爆者・原告は、厚労省の抵抗を打ち破り、東京高裁判決をもって訴訟の全面解決・原告の全員救済を実現するべく、5月26日朝から日比谷公園にテントを張り、病身をおして、デモ行進や座り込みを行いました。

そして、東京高裁判決の前日、5月15日に言い渡された近畿第2次訴訟の大阪高等裁判所勝利判決に対し、国・厚労省が上告を断念したとの情報がテントに入ってきたため、翌日の東京高裁判決への期待が高まりました。

2 5・28東京高裁判決当日

私と数名の先輩弁護士及び支援者の方で、26日以降連日テントに泊まっていたのですが、判決当日の朝、目が覚めてテントの外を見てみると、前日とは一変して雨が降っており、少々不安を感じさせるような天候でした。

そして、午前9時過ぎに入廷行進をし、午前10時から判決の読み上げが行われたのですが、原爆症認定制度は2008年4月に一度不十分ながら改定が行われたため、原告の中には、1審勝訴・認定原告、1審勝訴・未認定原告、1審敗訴・認定原告、1審敗訴・未認定原告が入り乱れており、複雑な主文となっていて、ぱっと主文を聞いただけでは、なかなか判断しづらいものでした。

しかし、判決の読み上げが進むに連れて、東京高裁判決は今までの集団訴訟の判決の集大成とも言えるべき内容の勝訴判決であることが明らかになり、読み上げが終わった時点では、原告代理人席や傍聴席から大きな拍手が沸き起こりました（判決の詳しい内容は東京弁護団のブログ <http://genbaku.blog46.fc2.com/> をご参照下さい。）

私もその場で余韻に浸りたかったのですが、今回は旗出しという役目を任されていたので、小走りで法廷を後にしました。

もっとも、裁判所の外でも、激しい雨にもかかわらず、多くの被爆者・原告・支援者の方が報告を待っていてくれており、勝訴の旗を出した瞬間に大きな歓声に包まれ、勝訴の喜びを分かち合えて、うれしかったです。

3 5・28東京高裁判決のその後

東京高裁判決は、原爆被害に苦しむ被爆者・原告の思いに応え、被爆者援護法の国家補償的性格や被爆者の高齢化に留意する必要性を述べ、審査の方針の再改訂と訴訟の全面解決への指針を示したのですが、この期に及んで厚労省は抵抗・妨害を続けています。

なんとしても厚労省の抵抗・妨害を打ち破り、訴訟の全面解決・原告全員救済を実現するべく、6月に座り込み等の様々な行動を行いますので、皆様のご支援・ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

選挙を前に弾圧についての申し入れ

尾林 芳匡 八王子合同法律事務所

三多摩地域の団事務所は春の三多摩メーカー参加と交流会、秋の研究討論集会もしくはフィールドワークの他、運営責任者と事務局長が定期協議をもち、大型事件では相互に弁護団要請をしこれに対応するなどの協力関係をもっています。このたび、都議選、衆議院総選挙が近いこともあり、弾圧事件の令状審査を厳格にするよう裁判所への申し入れを、国民救援会三多摩総支部とともに、行いました。当日は事務方に趣旨を説明して申入書を渡し、簡裁にも手分けして申し入れる手配をしました。

この他八王子地域では、4月22日に、国民救援会八王子支部主催の「のびのびと政治活動を進めよう」という学習会も開催され、国分寺で弾圧を体験した方と私が講師を務めました。

構造改革の矛盾が吹き荒れる中で、そして二大政党が憲法審査会の始動をもくろむ中でむかえる連続した大型選挙が目前に迫っています。各方面から、のびのびと活発に政治活動が展開され、みるべき政治の中身の変化が起こされることを願っています。

以下申入書全文です。

東京地方裁判所立川支部 御中

政治活動の自由に関する事件における令状審査についての要請書

2009年5月18日

〒190-0022 立川市錦町 1-17-5

三多摩法律事務所

TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093

〒194-0022 町田市森野 1-8-17

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

事務所

TEL042-720-2626 FAX042-723-8943

〒180-0013 武蔵野市中町 1-28-10 ローラン武蔵野 2F 武蔵野法律事務所

TEL 0422-55-2211 FAX 0422-55-7750

〒192-0046 八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 8F 八王子合同法律事務所

TEL 042-645-5151 FAX 042-645-5236

〒190-0021 立川市羽衣町 2-29-12

国民救援会三多摩総支部

TEL 042-524-1532 FAX 042-523-3320

本年7月には東京都議会議員選挙が予定されており、本年9月の任期満了までに衆議院総選挙が行われます。この時期、折からの不況と深刻な雇用問題への対応等をめぐり、さまざまな政治勢力が、有権者の理解と支持を得るための政治活動を活発に展開しています。

日本国憲法は、その前文で「日本国民は、正当に選挙された………」と、選挙が公正に

行われることを明記し、政治活動の自由を「表現の自由」として保障しています(憲法 21 条)。また公職選挙法は第 1 条で「選挙が公正かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」として、その目的を達成するために同法第 6 条は選挙管理委員会が「選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」ことを定めています。こうした法の趣旨にしたがい、さまざまな政治勢力による活発な政治活動の自由は十分に保障されるべきです。

ところが最近、選挙もしくは選挙期間前の時期に、裁判所の令状発布によって、政治活動についての身柄拘束や広汎な搜索差押が安易に行われる事例が発生しています。たとえば、一般人の自由に出入り可能で商業ビルが多数配布されているマンションの集合ポストへの政治活動ビラを投函する行為について住居侵入罪で身柄拘束される例もありますし、捜査機関の求めるままに搜索差押令状に「コンピューターのハードディスク」等と記載し、嫌疑とまったく関係のない政治団体の情報が押収された例もあります。政治活動の自由の民主主義社会における重要性を考慮すれば、身柄拘束や押収等の必要性は十分に慎重に判断される必要がありますし、押収の範囲も被疑事実との関連で厳格に特定される必要があります。捜査権が濫用される危険性があることについて、とくに十分な留意が必要です。

私たちは、三多摩地域において政治活動の自由に関する事件を取り扱うことの多い法律事務所および団体として、裁判所が令状審査に際して、厳格にその要件の有無を審査し、憲法と基本的人権の擁護を使命とする裁判所としての職責をまっとうされるよう、あらためて要請します。

以 上

石原都政は「オリンピック」招致にふさわしいのか～オリンピックの基本的精神から考えよう

横山 聡 代々木総合法律事務所

代々木総合法律事務所の横山です。ひょんなことから事務局長などやっていますが、今回、「2016 石原オリンピック異議あり」問題にかかわらせていただいています。

この関係で、周囲の団員からも「オリンピックいいじゃないか。私も見に行きたい。」などのご意見をいただくので、改めてこの点についてご説明申し上げたいと思いました。

1 オリンピックに対する基本的立場

まず、ご理解いただきたいのは、私たちはオリンピックそのものに反対しているのではないということです。オリンピックというイベントは、人種や宗教を越えて世界の人々がスポーツを通じて人間の限界に挑戦し、その競技の中で相互に健闘をたたえあい、友愛の精神をもつという極めて平和と友好を実践できる機会です。競技者がお互いを高めあって挑戦し、その中で競技を通じてお互いの人種・宗教・信条を越えた友情を築きあげ、草の根からの平和に貢献する場であり、国家相互間でも相互の健闘をたたえあう、素晴

らしい場です。現在、オリンピック自体に反対するような扱い、オリンピックよりも生活、仕事という立場から反対する人々がいるのですが、それは、「オリンピックは人権である」というオリンピズムの精神を十分理解していないのではないかと考えています。

司法試験の「憲法の授業」のようですが基本的人権は、「自己実現」「自己統治」の充足が要求されるところ、スポーツを通じての自己実現が「スポーツは人権である」という立場であり、幸福追求権に根拠を有すると考えています。したがって、人が日常生活と離れてスポーツを通じて心身を鍛錬し、楽しみ、成果を挙げ、その過程を享受することは、自己実現の１側面と捉えられます。とするならば、スポーツを気軽に楽しめる環境を醸成するのも人権保障の１側面であると考えられると思います。したがって、私は「スポーツは人権である」との立場から、オリンピック自体は素晴らしいものであり、もろ手を挙げて賛同するものであります。もちろん現在の商業主義と結びついた運営のあり方や、薬物使用問題など、現代オリンピックは様々な問題点を含んでいますが、それは実施してゆく中で改善してゆくべき点であり、オリンピズムの重要性をいささかも損なわないものだと考えます。

2 オリンピックに反対する理由

では、なぜ「2016 年石原オリンピック異議あり」などというのでしょうか。それは、石原都知事が承知しようとしてる 2016 年オリンピックの東京都の計画が極めてでたらめであり、無理やりオリンピックを誘致しようとしたものであること、実際には「オリンピック」を名目にした再開発や道路整備工事に税金を投入しているものであること、石原都知事にはオリンピックを誘致する資格がないこと、の３点に尽きると思います。このことを以下詳論します。

誘致計画のでたらめさ

石原都知事が今回立案した誘致計画は、あきれるほど杜撰ででたらめです。東京都は、「世界一コンパクトな大会」をアピールするために、晴海に建設するメインスタジアムを中心に 8 キロメートル圏内に射撃とサッカーを除く全ての競技場を配置したと豪語します。しかし、この計画では「遊泳禁止区域」にあたるお台場海浜公園でトライアスロンを実施することになります。そのようなところで水泳競技をさせて安全が確保されているのでしょうか。

また、競技会場の 7 割は既存設備を使うということも、アピールのポイントにしていますが、東京都が「既存施設」扱いする辰巳の森海浜公園の辰巳の国際水泳競技場は、オリンピックの際には練習場としてしか使用されず、新たに競泳用プールとシンクロ・飛び込み用プールを設営し、競技は実際にはそちらで行われることになっている。結局工事費として 328 億円が予定されている。費用はさておき、そのような詐欺的な計画を提示して無理やりオリンピックを誘致することが、公平と誠実を旨とすべきオリンピックの精神と合致しないと思います。

実は再開発や道路整備のための招致のポーズか？

そこまでして、つまり嘘やごまかしをしてまで、オリンピックを東京に誘致したいと考える石原都政は、何か別の目的や意図を有しているのではないかと考えざるを得ないのです。この点、「オリンピックは景気回復になる。」という石原都政の打ち出しは、オリ

ンピズムとは全く相容れませんが、現在の不況を見据えて正直に都民・国民の人気・歓心を買おう（まさしく「買おう」という感じですが）、という点では正直ではあります。しかし、2016年に経済状況がどうなっているかも分からず、現時点でオリンピック用の箱物だけ建設する費用は、ゼネコンにしか金が回らない従来の公共事業型の景気対策にしかならず、国民の経済状況を好転させることにはならず、医療、福祉、介護、雇用といった、まさに「現在かつ明白に」必要としているところに手が届かないことは明らかではないでしょうか。こう考えると、「ゼネコンの利益」のために招致を言っているのではないかとさえ思えます。

そもそも、1m1億円もかけて道路整備を行う必要があるとは思えません。エコカーだのハイブリッドカーだのいっていますが、電気を作るのには炭酸ガスを排出するので、ハイブリッドでも結局は排気ガスが出ることは間違いありません。自動車交通量の規制をせずに道路を拡充することは、炭酸ガスの排出を促進することに他ならないと思います。すなわち、必要なのは道路交通量の適切な規制であって、道路の建設・拡充ではないと思います。長期間凍結していた道路建設を再開する口実にオリンピックが利用されているのです。

石原都政は「オリンピック」招致にふさわしいか

まず、石原都政は、都民のスポーツ振興予算を切り下げ続けています。新しい施設の建設はなく、古い施設についての補修も考慮していません。各施設の独立採算が運営費獲得の中心になれば、利用料の増額がもたらされ、結局、貧しい人はスポーツを楽しめないことになりかねません。また、障害者のスポーツ施設は都内でも極めて貧弱で、屋外では王子と八王子に各1つずつだという話です。もし、オリンピックやパラリンピックでスポーツへの興味関心が芽生えても、それを生かす環境が全く整備されていないと言わざるを得ないでしょう。基本的なオリンピックの視点が欠けている都政の状況を見る限り、石原都政がオリンピックを招致するのは、商業主義・開発促進の利用としか考えられず、景気の起爆剤程度にしか見られていないと言わざるを得ません。本当に東京都民にスポーツを楽しめる環境を整備して都民が心からスポーツを楽しめ、オリンピックを迎える気持ちになってから招致するので十分だと思います。「時期尚早」なのです。

最後に、個人に対する批判と言うことであまり好ましくはないかもしれませんが、三国人発言をし、戦争を肯定し、障害者に対し人権があるのかなどという発言をする都知事に、オリンピックを招致する資格があるのでしょうか。北京オリンピックをボイコットしろと叫んだ都知事にオリンピック招致を言うのは片腹痛いと言いたいでしょう。この計画は、そのような人物が中心になって策定された計画であることを踏まえれば、まともなオリンピックが構想されているとは全く思えないのです。

繰り返しになりますが、オリンピックは人の限界への挑戦であり、相互理解の場であり、人種心情性別を越えた絆の生まれる場ではないかと思えます。決して商業主義、金儲けのためであってはならない。今回のオリンピック招致に、東京都は「人を育て、緑を守り、都市を躍動させるオリンピック」とかっちコピーを作りましたが、育てる要素を欠き、道路で炭酸ガスの排出を促進し、手前の都市だけが発展するというコンセプトのオリンピックに誰が心動かされるでしょう。だからわれわれは言うのです。

「2006年石原オリンピックに異議あり！」と

このことを訴えるために、6月17日、18日にローザンヌ（IOCの本部所在地）での現地プレゼンテーションに参入（ロビイング）したかったのですが、まだ資料等が十分そろわず、急な日程で予定が組めなかったので泣く泣くあきらめました。しかし、本選の行われる10月2日には総会のコペンハーゲンに行くことを考えています（もちろん自費）！

以上

5月集会感想

中川 勝之 東京法律事務所

5月23日から25日、長野県・白樺湖での5月集会に参加しました。5月集会や総会や自らの休息も兼ねて参加しているつもりですが、いつもその直前は業務が忙しく、今回は起案のための記録も持参せざるを得ませんでした。また、事前に渡される資料集も興味関心にかかわりなく全て目を通して参加していたのですが、今回は労働分野等しか読めませんでした。

プレ企画は支部交流会に参加しました。レジュメには各支部の状況がまとめられていましたが、各支部の団員の話も聞いて、各支部の人数や歴史等によって随分活動や雰囲気が違うなあと思いました。東京支部でやってみたいこともありましたが、無理かなということもありましたが、良い知恵を授かったと思いました。滋賀支部の憲法のポスターは立派で、事務所の執務室のドアに事務局員が貼っています。

全体会は情勢に応じた発言が数人からされます。派遣切りに対する闘い、派遣村の取り組み、ソマリア問題、裁判員制度といった話でしたが、毎朝しんぶんを読んで分かっていたつもりでも、改めて発言を聞いて理解を深めることができました。

1日目には労働の分科会に出ました。いすずの仮処分決定といった勝利報告もありましたが、直接雇用を求める裁判を提訴したばかりという発言がしかも若手の団員から多く、励まされました。また、同期で同じ修習地・同じ班であった藤澤頼人団員（奈良合同法律事務所）を団の集会で初めて会うことができました。資料も充実していました。

2日目には貧困の分科会に出ました。派遣村的取り組みが各地でされており、その経験や教訓が話されていました。私は半日位ボランティアで参加したりしましたが、運営する方には大変な苦勞があったのだと思いました。担い手が少ないとその負担も大きいので、少しでもできることから協力することが重要だと思いました。私も取り組んでいる生存権裁判の報告が東京弁護団、京都弁護団からなされました。同じ生活保護の問題ではありますが、司法の場で生活保護基準以下で生活している者がいるから我慢せよという判断を許しておくことは許せません。

懇親会は座敷でなくて落ち着かず、同期との交流も午前3時半までの起案のためできませんでした。5月集会全体としてはきわめて有意義でした。来年青森での5月集会も楽しみにしています♪

2009年度の若手学習会

次回は6月25日です。

洪 美絵 東京合同法律事務所

5月28日、2009年度第1回若手学習会が開催されました。

講師の久保木亮介団員より、公判前整理手続を経た事件における、証拠制限（刑事訴訟法316条の32）を巡る攻防について、講義いただきました。講義は、実際の事件を題材にした具体的なもので、若手弁護士や修習生にもたいへん好評でした。

第2回は次のとおり予定しています。

日時：6月25日（木）16時～19時 場所：団本部

第1部（16時～17時20分）弾圧事件への対応 小林容子団員

第2部（17時30分～19時）生存権訴訟と貧困問題 田所良平団員 林治団員

今年は、7月に都議選が行われます。弁護士になってから弾圧事件に対応したことがないという若手の方、最近あまり弾圧事件に対応したことがないという方、自分の体験談も是非一言話したいというベテランの方、是非ともご参加ください。

一方、今般の経済情勢により、貧困問題は一部の方の話ではなくなっています。両団員から最先端のお話を解説いただきますので、奮ってご参加ください。

なお、学習会終了後、懇親会を予定しておりますので、こちらも是非ご参加ください。

新人団員学習会に参加して 当日の感想

裁判員裁判開始に合わせて、これからの刑事弁護を担う新人団員に向けての学習会に参加した。公判前整理手続における問題点を指摘しながらもその問題点を実際の弁護活動でどうやって乗り越えることができるか。先輩の団員が実際に担当した事件の弁護活動を通じて裁判所に提出した証拠関係を見つつ話を聞くことができた。

私が見聞きする限り、自由法曹団は国民の刑事司法への参加は賛成だが、公判前整理手続には「疑わしきは被告人の利益に」という大原則が後退していると問題提起をしている。

この学習会では、当該弁護人の弁護活動が制限されたのなら、まさにこの大原則が後退する事態に至ることを知ることができた。

新人団員としては、国民の司法参加を確保しつつ、刑事被告人の手続保障が十分なものとなるよう実際の弁護活動に関わるとともに、制度改善に向かっていきたいと感じた。



今年のサマーセミナーのテーマは 「子どもの貧困」に決定！

新村 響子 旬報法律事務所

今年も恒例の東京支部サマーセミナーが8月28日（金）～29日（土）の日程で開催されます。今すぐ手帳にご予定ください

今年のサマーセミナーのテーマは「子どもの貧困」に決定しました！

近年、ワーキングプア問題がメディアで多く報じられ、日本社会が「格差社会」であること、「貧困」も実は身近な問題であることが意識されるようになりました。その格差、貧困に苦しんでいるのは大人だけではありません。親の貧困の影響を直に受けているのがその子どもたちです。親の国民健康保険料未納により無保険者となってしまう必要な医療さえ受けられない子、教育にお金をかけられず基礎学力が身につけられない子…子どもの貧困問題は徐々に顕在化しつつあります。そして、今の日本社会の中では、子どもが自分の力で「貧困」から抜け出すことは難しく、貧困の連鎖が続いていきます。

サマーセミナーでは、講師に東京都教職員組合の岸田久恵さんをお迎えして「子どもの貧困」の実態についてお話頂く予定です。私たちがまだまだ知らない「子どもの貧困」の現実を知る大変貴重な機会になると思いますので、みなさまぜひご参加ください。そして、「子どもの貧困」問題を解消するためにどうしたらよいかを話し合ひましょう。

サマーセミナーは新人弁護士、若手弁護士の楽しい交流の場でもあります。多数の方々のご参加をお待ちしています。

第1回団支部ソフトボール大会実行委員会報告

中川 勝之 事務局次長

はじめに、11月9日開催予定の今年のソフトボール大会を「第20回」と告知しておりましたが、「第21回」の誤りでした。おわびして訂正します。

さて、6月2日に第1回の団支部ソフトボール大会の実行委員会を開催しました。また、実行委員会に向けてアンケートも実施しました。いずれも急なお願いであったにもかかわらず、実行委員会には4名が集まり、事前に寄せられたアンケート結果を中心に議論をしました。

アンケート結果及び実行委員会での意見・要望等は下記のとおりです。

より良いソフトボール大会のため、随時、意見・要望等を承りますのでお気軽にお寄せ下さい。

次回の実行委員会は9月です。具体的日時は追って告知します。

< 意見・要望等 >

- ルールについてのご意見・要望
 - ・ 基本的に昨年同様、同点の場合サドンデスかどうか（２アウト満塁で表裏など）
 - ・ 女性に限り空振りにはカウントしない
 - ・ １チームに必ず女性を入れる。
 - ・ ボールデッドの場合のグロ運度ルールを承知し、徹底する。
 - ・ ５ボールは試合時間、短縮ため４ボール制とする。
- 運営についてご意見・ご要望等
 - ・ チームに必ず１人女性を入れる。入れられないチームはペナルティー有（相手チームに一点とか）
 - ・ 開始前の練習時、チームごとに違う方向を向いていて危険
 - ・ キャッチャーマスクを試合分確保
 - ・ 早く終わってしまったチームが楽しめるアイデアはないか。
 - ・ 遅刻は厳禁
- 懇親会について

料理はもう少し多くてもよい。ＭＶＰ賞の賞品はもう少し軽いものにしたほうがよい。
- その他（会場、開催時期、その他のリクレーション等）
 - ・ 開催日はなるべく休日後は避けて頂くとう助かります。休み明けは電話も多く、業務が多いときもあり、事務局体制をとることが難しいことがあります。
 - ・ 会場の都合で仕方がないのでしょうが、月曜日はつらい。

団東京支部のホームページを開設します

団員、事務局の皆さんの日常を紹介する原稿を募集しています

平松 真二郎 城北法律事務所

遅ればせながら、今夏、団東京支部のホームページを開設いたします。

現在、支部事務局では、団支部の顔になるようなページを作るべく鋭意準備を進めています。

そこで、団員が取り組んでいる活動として事件活動はもちろん、現在、本部発行の団通信で中野直樹団員が連載している「ちょっぴり荷を背負って５月集会へ」のような余暇（？）活動も紹介していきたいと考えています。

スポーツ観戦記、ペットの話、家族の話、その他なんでも構いません。団員の日常のひとこまをご紹介いただければと思っています。

原稿を団東京支部（dantokyo@dream.com）までお寄せください。

また、団員の事務所へのリンクページも作成します。リンクのご希望も併せておよせください。

現行 63 期修習生対象の新人採用をご検討している事務所がありましたら事務所紹介のページも時機を見て設けたいと考えております。こちらもご協力よろしく申し上げます。

幹事会議事録 参加者 9 名

【報告事項】

1 五月集会

(1) 団支部・県代表者会議

参加者から

- ・東京と地方の支部の置かれている状況が違うので、支部としてのまとまり方の作りかたがことになってくるのではないか。
- ・支部ニュース等を活用している支部は少ないと感じた。
- ・この間取り組んできた 2016 オリンピック招致問題は東京支部独自の問題と位置づけられる問題である
- ・東京は、本部が所在する支部という特殊性があるので、支部の活動についても地方の支部とは違うアプローチが必要ではないか。
- ・京都支部は集会終了後、支部旅行を行ない、旅行中に集会の総括をしているが、東京では、事務所単位で行動することが多く、地方の支部とは団員間の密度の問題があるので京都と同じこと追及する必要はない。
- ・20 人の大規模事務所は、事務局をあわせれば地方の支部に匹敵するだけの人数がいる。東京支部の団員数は 4 分の 1、全団員のうち 55 期以降も 4 分の 1 に相当する。若手中心の団運営が各支部で持たれてよいのではないか
- ・55 期以降の団員がいない支部が 5 つあるが（岩手、栃木、鹿児島、鳥取、香川）、後継者問題は各支部の問題でもあり本部の課題でもある。

(2) その他、

- ・国際問題の分科会に出席したが、改憲問題の分科会と雰囲気は全然違った。国際問題では、あらかじめレポーターが決まっていて、討議の時間は 10 分しかとられていなかった。レポートで始まり、レポートで終わる印象をうけた。
- ・憲法問題は活発に討論がなされた印象をもっている。各地の報告、特に滋賀支部のポスターなど個性的な取組、啓発されるところがあった。東京支部でも参考にすべきところがある。
- ・刑事司法問題の分科会では、裁判員裁判について、例えば、模擬裁判では、整理手続段階で論告 ▲ 分、弁論 ■ 分と制限されるが、いざ弁論のときに 分よこせということができるか、など実践的な話がされていた。理念先行の話ではなく、目の前にある課題に、どう取り組んでいくのかが討議された。東京支部で

もサマーセミナーなどの場で、どこかで系統的、継続的に取り組むべき課題である。

- ・情状弁護などは、弁護人の力量によって量刑に開きが出てくるはずである。団員が中心となって行ってきた大衆的裁判闘争、これは、裁判官ではなく傍聴人に理解されるような弁論が必要である。同様に裁判官に分かるより、裁判員に理解を求める弁論をやる必要があるではないか。実践を踏まえた経験交流、制度改善要求、検証が必要となる。今後、サマーセミナーで経験交流、そのために支部MLで呼びかけを行うことにしたい。

2 オリンピック招致問題と「異議あり！石原オリンピック2016」4・14シンポジウムの総括と今後の取り組み

- ・シンポジウム終了後「連絡会」に名称変更した。
- ・6月4日の次の会議で今後の取り組みについて話し合う予定
- ・シンポジウムの前には、リーフレットを作成し宣伝につとめる予定であったので、今後もさらに啓発活動を継続することになる。
- ・6月17日、18日にローザンヌでIOCの会がある。連絡会として代表者を派遣するか協議中であるが、一部の団体がローザンヌまで行く予定、他の団体の対応について協議する。
- ・連絡会議に出席していた団体外にも今一度呼び掛けの強化をする。
- ・団東京支部として公開質問状を東京都にぶつけることもありえるのではないかと。団支部として出せるものを出して、都の計画に、矛盾があるということをIOCに伝えることができれば、招致活動を一步後退させるとともに、石原都知事の真意は都市の再開発をオリンピックに名を借りて行うこと、都民にはメリットのない土木公共事業をやろうとしているという納得が得られるのではないかと。
- ・IOCが決定権を持っている。東京からのメッセージをIOCに届けることが必要であり重要である
- ・FAXは、大量に送りつけると業務妨害になるおそれがある。署名を送れば受け取る。
- ・「署名を集めて、ローザンヌへ行こう」といった取り組みが必要ではないか。

3 メーデー

- ・団員、事務局含めて100名ほどが参加した。
- ・支部ニュース等を利用してメーデーの意義を含め、団支部が参加するのかを知らせることが必要（来年への位置づけとして3月、4月頃の支部ニュースで行う）。
- ・多くの人が参加したことは評価すべき。
- ・5月1日のメーデーより3日の日比谷屋音での憲法集会への参加者が少ない。5月3日の位置づけが弱まっているのではないかと。今年は団の幟もたてられていない。主催者からの警備要請にこたえるだけでは不十分なのではないか。

4 都議選に向けて

(1) 申入行動

5月19日に実施

参加者 弾圧対策本部 島田本部長（団）

安井副本部長（国救）
横山事務局長（団）
深澤事務局次長（国救）

ア 都選管への申し入れ 選挙課長が対応

- ・ 選管としてもビラの配布自体の重要性は認めている
- ・ 警視庁出身の選管委員がいる 警視庁への申し入れを要求した

イ 警視庁への申し入れ 広報広聴 2 係が対応

ウ 東京地裁刑事第 14 部，東京簡裁令状部への申し入れ

(2) 民間パトロール

民間パトロールのチラシもでき完成しだい配布

(3) 弾圧学習会

- ・ 大田地域 警察署への申し入れ（6 月 25 日）
- ・ 各事務所で近隣の警察署への申し入れの呼びかけを M L で行う
- ・ 民パト 7 月 4 日に多く予定されている
- ・ 目黒地域は，7 月 4 日，9 日，11 日に予定
- ・ 団支部として情報収集の強化と国救との連携の強化が必要
- ・ 支部の弾圧学習会 6 月 25 日に実施できないか

2 時から 4 時まで幹事会，4 時から 5 時 20 分まで弾圧学習会で調整

5 学習会の準備状況

(1) 今日の学習会の準備状況

講師 久保木亮介団員

参加確認 9 名

懇親会は メトロエム 4 階のイタ飯屋 20 人で予約済み

(2) 6 月 25 日の受験生向け学習会（懇親会等，担当は横山事務局長）

田所 良平団員 生存件裁判

林 治団員 貧困ビジネス

6 7 月幹事会後の納涼会の場所

小石川近辺でもう少し当たってみる。

【討議事項】

1 ソマリア問題等の国会对策

(1) 本部の動きから

参議院で審議入り

4 日午前 11 時から議員要請

9 日正午から午後 1 時池袋東口で街宣（共同センター）

13 日午前 11 時から午後 1 時 有楽町マリオン前ビラ撒き

法律としては成立してしまう見通し

(2) 団支部として

- ・ マリオン前，国会議員要請ともに団員の参加者が少ない
- ・ 団員の中にも，9 条違反という認識が少ないのではないが
- ・ 団員の結集が必要である。

- ・ 団員の間で「海賊」の実態の認識が共通であるか
- ・ 暴力の連鎖（報復が報復を生む，反撃が反撃を生んでいる）であることをアピールすることが必要ではないか。
- ・ 真の目的は，海自に実戦経験を積ませることにある。日本の国益に合うか，ソマリアの利益になるかの点から考えることが重要。
- ・ 米国の政府報告書にも海賊を退治することができないとされているにもかかわらず

2 団支部ホームページ（担当 平松）

盛り込む内容について検討している

などについて支部ニュース，ML等を活用して広く団員に呼び掛ける

3 サマー・オープン・セミナー（担当 佐藤幹事長）

候補は3か所 甲府周辺

甲府駅まで送迎を頼めるか，会議室の内容などコストパフォーマンスを比較して選定する

昨年実績は，参加費1万6000円で24人参加

山梨支部でよいところがないか紹介してもらう（担当 横山事務局長）

山梨支部代表者に来賓で出席をお願いする。懇親会まで参加してもらう方向で調整。

1日目は，子どもの貧困をテーマに講演と討論

2日目は，裁判員裁判についての経験交流会

MLで経験交流を呼びかけ，講師をお願いできる人を探す

4 スポーツ大会（担当 中川次長）

11月9日に実施，懇親会は例年通りクラブハウス内の「キーパーズ」を確保
実行委員会形式で行う。参加チームから1名実行委員を出してもらう。

第1回実行委員会は，6月2日午前11時 団本部会議室で行う。

当日に先立ってソフトボール大会に対する要望等の聴取を行う。

5 団費の滞納者対策

退団扱いの者を除いて，支部長名で滞納者に文書を送付する。

3年以上の滞納者については，本年分を支払えば，3年分は免除とする本部の取り扱いに倣う。

6 教育フォーラムへの参加について

他団体が持ち込みの企画をできる状況ではない

当日の警備要請に対応する（全教弁護団が中心で対応することになるのでは）

次回実行委員会は6月10日（水）午後6時

7 友宜団体カンパ，組織への参加など

母親大会 実行委員会の構成員でないので，カンパ要請は断る

国民救援会 組織強化のためのカンパ 2万円

夏季カンパとして 1万円

東京憲法会議 集会への賛同金拠出 昨年の例に倣う

災害被災者支援（東京災対連）シンポへの共同，賛同金 断る

日誌

- 5月28日 支部幹事会 / 若手・事務学習会
自由法曹団改憲阻止対策本部会議「ソマリア問題海賊新法問題」
- 6月 1日 支部第一回ソフトボール大会実行委員会 / 自由法曹団司法問題委員会
3日 自由法曹団常任委員会 / 自由法曹団裁判委員制度打ち合わせ
4日 ソマリア問題国会要請
9日 国会デモ / 憲法共同センターの共同宣伝
10日 自由法曹団司法問題委員会
15日 支部事務局会議
16日 自由法曹団大量解雇阻止対策本部会議 / 自由法曹団常任委員会

第3回街頭宣伝・労働生活相談会

日時: 7月21日(火)午後5時～7時 場所: 吉祥寺駅前

若者が集う場所をセレクトして行ってきた団支部の街頭宣伝・労働生活相談会。4月のアキバ、6月の原宿に続いて7月はずいぶん吉祥寺に進出。原宿では独自チラシを作成し、回を重ねるにつれ宣伝・相談会が発展・深化しています。短時間でも構いませんので是非ご参加下さい♪

